別表（第3条関係）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 1 事業分類 | 2 補助対象者 | 3 補助対象経費 | 4 補助率 | 5 補助上限額 |
| 訪問介護サービス緊急支援事業  | 町内に所在する訪問介護サービス事業所（介護予防・日常生活支援総合事業のうち第1号訪問事業、基準該当居宅サービス等、訪問介護サービスと同種のサービスを提供する事業所を含む。）を運営する法人 | 当該年度の訪問介護サービス事業に係る赤字額 | 10／10 | 一事業所当たり年2,000千円 |

※基準該当サービス

介護保険サービスは、従業者数等の事業運営の指定基準を満たし、指定を受けた事業所が提供できるが、中山間地域など事業所確保が困難な地域では、介護人材不足等により、すべての指定基準を満たすことが困難な場合がある。その場合、指定基準の一部を満たしていなくても、国の基準を踏まえ、県が条例で定める基準に該当している事業者は市町村に登録することで「基準該当サービス」として、保険給付の対象とすることができる。

（例）訪問介護事業所の場合

指定事業所 2.5人以上（常勤換算）

基準該当サービス事業所 3人以上（常勤換算ではない）